

2026年春闘アンケート

※組合ホームページからアンケート回答ができます：「各種アンケート かいな」で検索

性別 ①男性 ②女性 ③その他・回答しない

年齢 ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60才以上

所属グループ ①日本IBMグループ ②キンドリルジャパングループ

雇用 ①正社員 ②100%子会社社員 ③関連会社社員

④プロフェッショナル・ブルー（日本IBMグループの方）

⑤シニア・プロフェッショナル（キンドリルジャパングループの方）⑥シニア契約社員

⑦契約社員 ⑧派遣社員 ⑨その他（下枠に記入ください）

バンド ①3 ②4 ③5 ④6 ⑤7 ⑥8 ⑦9 ⑧10以上

職種 ①SE系（ITS/ITA/PM/PE/DPE等）②コンサル ③営業系 ④マーケティング系 ⑤事務系

⑥サポート系（CE等）⑦本社系（F&P/人事/法務等）⑧LAB系

⑨その他（下枠に記入ください）

組合 ①加入 ②未加入

設問1 あなたの生活実感は、次のうちどれに該当しますか。もっとも近いものを選んでください。

①かなり苦しい ②やや苦しい ③ややゆとりがある ④かなりゆとりがある

設問2 あなたは、2026年にいくら賃上げを要求しますか。

①5千円 ②1万円 ③2万円 ④3万円 ⑤4万円 ⑥5万円 ⑦6万円 ⑧7万円

⑨8万円 ⑩9万円 ⑪10万円以上 具体的金額（半角数字）：

設問3 いま職場でとくに不安・不満に感じることを3つ選んでください。

①賃金 ②雇用・リストラ ③企業の将来 ④労働時間（残業・休暇など）

⑤ただ働き（サービス残業）⑥査定・評価 ⑦仕事の内容・しかた

⑧過労・健康 ⑨職場の安全 ⑩賃金や処遇の差別 ⑪パワハラ ⑫セクハラ

⑬社会保険未加入 ⑭正社員として働きたい ⑮雇止め ⑯職場の人間関係

⑰技能・技術の継承 ⑱人員不足 ⑲その他（具体的に：）

設問4 会社の現状と将来についてご意見をお聞かせください。（*半角250字まで）

設問5 あなたが職場で現在困っていること、悩んでいることを

お聞かせください。（ハラスメント・在宅勤務等）（*半角250字まで）

ご協力ありがとうございました。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労働行為事件	1/16(金) 11:00	中央労働委員会会議室
定年後再雇用賃金差別裁判	3/18(火)	に和解が成立しました。



真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

12・3 全労連・東京地評争議支援総行動 日本IBM箱崎事業所前行動 ～定年後再雇用不当労働行為事件の早期解決を！

12月3日、全労連と東京地評は、争議支援総行動を展開しました。5つのコースに分かれ、朝から都内で行動が展開されました。今回の行動にはJMITU日本IBM支部も参加しました。

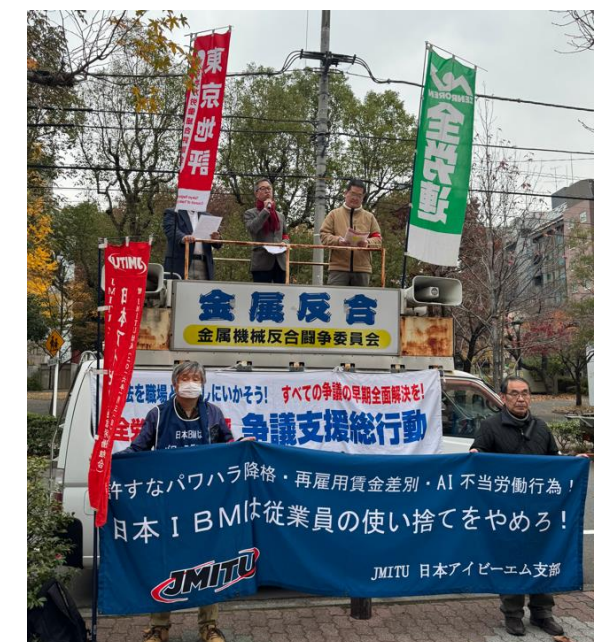
この日の行動には、全国から労働組合や争議団が参加し、①すべての争議の早期全面解決を！②裁判所・労働委員会・人事院は公正な判断をおこなえ！③不合理な解雇・雇止めをなくそう！④憲法を職場とくらしに活かそう！」をスローガンに掲げて行動を行いました。

日本IBM支部が参加したコースでは、午前一番目の行動として、日本IBM箱崎事業所前行動が行われました。

行動では、主催者挨拶、日本IBM支部の争議の経過報告に続き、JMITUノバ・バイオメディカル支部の射場執行委員長は連帯の挨拶で、3年にわたるノバ支部の争議について、「2025年10月29日、東京高等裁判所でのついに和解解決を勝ちとることができました。ありがとうございました。これで福岡に戻り、やっと家族と普通の生活に帰ることができます。これは私一人で絶対に成し得なかった結果です。改めて心からお礼を申し上げます。」と述べ、和解解決を報告、支援者へ謝意を表しました。

この後、日本IBM支部の笹目中央執行委員長は当該支部からの訴えで、定年後再雇用不当労働行為事件について次のように述べ、争議解決への支援を訴えました。「中労委で現在進められている和解協議の過程で、日本IBMは、2025年10月からシニア契約社員の給与を月額25万5千円、年収306万円に引き上げました。しかし、これでもまだ新卒の初任給より安く、まともにくらしていける水準ではありません。新卒の初任給は年収約490万円です。また、日本IBMは、全シ

ニア契約社員の所属部署の業務内容調査を8月から実施した結果、『1名以上に継続的に担当させることができる分量のバンド4以上の業務の需要の可能性が確認できましたので、今後バンド4以上の業務を新設するかどうかについて継続して検討します』と文書回答し、その後の団体交渉で『1名以上に継続的に担当させることができる分量のバンド4以上の業務』とは、業務の大半がバンド4以上の業務であることと説明しました。しかし、『大半』とは具体的にどれくらいの割合かの説明はありませんでしたので、組合は引き続き団交で説明を求めています。どうぞ皆さん、IBM支部のたたかいに、引き続きご支援をよろしくお願いたします。」



12・3 全労連・東京地評争議支援総行動 グーグル合同会社本社前行動 ～不当解雇争議、賞与減額争議の早期解決を！

12月3日の全労連・東京地評争議支援総行動のJMITU日本IBM支部が参加したコースでは、午後一番目のお昼休みの行動として、グーグル合同会社本社前行動が行われました。

この行動は、グーグルの日本法人であるグーグル合同会社で働く従業員でつくる労働組合「JMITU Alphabetユニオン支部」(以下、AU支部、JAU)の争議解決を訴える行動です。



行動では、争議の経過報告、主催者挨拶に続き、日本IBM支部の笹目中央執行委員長は連帯の挨拶で次のように述べ、グーグルと同じ外資系企業の組合として連帯を表明、争議解決への支援を訴えました。「外資系企業であっても日本で事業を行う以上は日本の法律、労働法を遵守しなければならない、これは言うまでもありません。グーグルが退職勧奨に応じなかったことを理由に賞与を大幅に減額したことは、IBMが今行っているリストラのやり方と酷似しています。IBMでは、退職勧奨に応じなければPIPを実施する、PIPを実施しても改善が見られなければ、賃金減額の可能性があると言って、退職加算金をもらって退職するよう、再就職支援サービスを利用するよう強い圧力をかけています。また、グーグルが行った解雇の理由づくりにPIPを使ったことも、IBMが行った賃金減額の理由づくりにPIPを使ったこと、IBMが今行っているリストラでも、今後の賃金減額の理由づくりに使おうとしていることと酷似しています。このようにグーグルもIBMも、リストラの理由を、全て会社が言う「従業員の低業績」に転嫁しながら、法律すれすれのところでリストラを行っている、決算は黒字なのに黒字リ

ストラを行っている、これが外資系のリストラなのです。どうか皆さん、AU支部のたたかいを、引き続き、力強く、ご支援下さい。」

この後、AU支部の小林委員長は争議団・原告の決意表明で次のように述べ、争議解決への支援を訴えました。「グーグルの職場の実態は年々深刻になっていると感じています。2023年に大規模な退職勧奨がありました、そのあと状況は改善していないというのが私の実感です。その大きな原因となっているのは、相対評価による低評価です。グーグルでは5段階の人事評価となっているんですが、10%が下位、2つの低評価が付くことになっています。その低評価が付くと、大幅に賞与が減額されるだけではなく、その後のPIP(業績改善計画)につながる可能性が高いです。これにつながると、達成目標が書かれて、達成目標を達成しなければ解雇になる可能性があるという念書に署名を求められます。その結果、実際に達成できなければ解雇されます。それで解雇された人が訴えている事件が、今JAUが行っている2つの争議のうちの片方、不当解雇裁判になります。グーグルはすごく大きな大企業にもかかわらず、たくさんの法律をないがしろにしてきました。育休・産休中の退職勧奨に始まり、細かいところ言えば、私文書偽造ですね。解雇された人に送られてきた解雇理由書に、理由が解雇ではなく同意による退職勧奨と書かれていたとか、最低ですよ。会社に問い詰めたところ、それはシステム上、そういう選択肢の項目を用意しなかったと説明されました。今では用意してあるそうです。日本の法律を誰もわかってない中、アメリカのルールでそのまま運用してる、それがグーグルの実態です。今、裁判2件行っています。不当解雇裁判、これは12月24日が次の期日です。それから賞与減額裁判、これが2月18日が次の期日となっています。また都労委ももうすぐ終わりそうな件が1件と、もう1件、新しい件を立ち上げようとしています。グーグルの違法行為をJAUは見逃しません。グーグルが正しくあるべき姿に正されるまで、たたかい続けていこうと思っています。グーグルは争議を早期に解決して、正しい姿にすぐに戻って、2件の裁判と都労委全て解決して下さい。」

26国民春闘討論集会・第10回組織建設全国会議 ～26春闘こそすべての仲間に大幅賃上げを！



JMITUは11月29日、26国民春闘討論集会・第10回組織建設全国会議を、滝野川東区民センター・滝野川東ふれあい館(東京都北区)で開催し、日本IBM支部を含め全国の支部分会から現地参加、オンライン参加を合わせて約90人が参加しました。

この集会・会議はJMITUとして26春闘をたたかいぬく意思統一を行い、たたかうかまえをつくりあげる場です。

午前の部

冒頭、JMITUの三木委員長が主催者挨拶で、「26春闘では、なんとしても25春闘を大幅に上回る賃上げを勝ちとり、物価高騰に負けない、生活の改善につながる大幅賃上げをなんとしても勝ち取る必要がある。まさに労働組合みずから力で賃上げをはじめとする要求を実現しなければ

ならない。そのことをこの今日の討論集会でしっかりと意思統一してほしい」と呼びかけました。

続いて参加者がJMITUの26春闘の指針である「26春闘パンフ」の読み合わせを行いました。「26春闘パンフ」は、26春闘の柱として、

- (1) 物価高騰から生活をまもるすべての仲間に大幅賃上げを目指す
- (2) 賃上げとともに労働時間短縮を推進する
- (3) ジェンダー平等を推進する
- (4) 「労働組合の真価」を発揮して組織の拡大強化と要求実現を目指す
- (5) 国民のいのちをまもり安心して暮らし、働きつづけられる政治への転換、の5つの方針を提起しています。

午前の部

昼休みをはさんで午後からは討論が行われ、発言した参加者は、おのおの自身の支部分会の25春闘のたたかいや成果、争議の状況などをふりかえり、26春闘をどのようにたたかっていくか考えを述べました。

討論では、日本IBM支部からは笹目中央執行委員長が発言し、現在の物価高騰の状況の中で26春闘でも物価高騰を上回る賃上げを要求する、さらに中央労働委員会で和解協議中の定年後再雇用不当労働行為事件については、会社がシニア契約社員のバンドとして現在のバンド3に加え新設を検討しているバンド4以上のバンドについて、その基準を明確に文書化することを求める、と述べました。

討論終了後、討論のまとめが行われ、最後に参加者全員で26春闘で要求を勝ちとるため、団結して「ガンバロー」を三唱して散会しました。

組合なんでも相談窓口

会社名	事業所名	職場名	氏名	電話番号
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	箱崎	コンサルティング	カン ミニ	070-8786-0357
IBM	箱崎	I J D S . 産業事業部	猿渡 隆史	080-9099-6263
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037 (月水金 13-16時・除休日) FAX 03-5562-0853 メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: http://www.jmitu-ibm.org/			
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8 松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			